

次

目

則

規

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規 改正する規則 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を

則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施 要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正 (法務・情報公開課) 二二二六

告示の一部改正 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する

岐

家畜保健衛生所長印に関する告示の一部改正

関ケ原都市計画下水道事業の変更認可

同 下

水

畜

課) 二三八 課) 二三八 三八

(健康福祉政策課) 二二七

環

境管理課) 二二七

建

築指

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

市営土地改良事業の換地処分

(農

地

整

備課) 二二九

岐阜県保健医療計画 (第六期) の公表

可児都市計画下水道事業の変更認可

建築事務所長印に関する告示の一部改正

岐 阜

県 公 報

(金曜日)

毎週

発行

第 二 千 四 百三十二 号

平成二十五年三月二十九

則

規

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

(廃棄物対策課) 二二五

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第十一号

建

築指導課) 二二六

都

市

政

策課) 二二六

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第百二十六

号)の一部を次のように改正する。

築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当該 **| 業場を有する事業者」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の二号を加える。** 四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構 第五条中「工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本工業規格Q

〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築 工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本工業規格Q一四〇

該事業場を有する事業者 し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当

一 その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構 (平成 二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人を いう。) による認証を受けている事業者

〔産業廃棄物を除く。) の発生量が千トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生 第七条中「次に掲げるとおり」を「次に掲げる事業者 (前年度の産業廃棄物 (特別管

平成二十五年三月二十九日

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する

岐阜県規則第十二号

岐

第四十六号)の一部を次のように改正する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則 (平成十二年岐阜県規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規

別表二十三の項を次のように改める

<u>-</u> + =

削除

附

則

量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。)」に

岐阜県規則第十三号

が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であっ Ć 質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することと ホ中「へにおいて同じ。」を削り、同号へ中「場合」の下に「(排ガスの性状、排水の水 **した数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響** 第十二条第三項第一号イ中「変更するもの」を「増大するに至るもの」に改め、同号 当該変更によって頻度が高くなるものを除く。)」を加える。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

ここに公布する。 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則を

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事

古 田

肇

附

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告

示

岐阜県告示第百九十三号

成二十五年度に実施する試験から適用する。 試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平 知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

田

岐阜県知事

古

第二条の表中

正する。

岐阜建築事務所

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

羽島市 山県市 不破郡 瑞穂市

西濃建築事務所

海津市 養老郡

安八郡 本巣市

揖斐郡 羽島郡 本巣郡 を

事務所

岐阜・西濃建築

羽島市 養老郡

山県市 不破郡

瑞穂市 安八郡

本巣市 揖斐郡

本巣

に改める。

郡

羽島郡

び木工芸術ス 別表一中 職業能力開発校 入校生選考試験 回 ┢ 目別得点 学科試験の科 主任計量者試験 回 箈 ┢ □▷ 国際たくみアカデミー及 クール 能 泗 回 ⊣ ┢

を 職業能力開発校 入校生選考試験 学科試験の科 目別得点 回

国際たくみアカデミー及び木工芸術ス クール 核 定 严 受験票及び運 運転免許証等 に改める。

転免許証等

唧

岐阜県告示第百九十四号

告示第四百八十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和四十四年岐阜県

平成二十五年三月二十九日

岐

岐阜県知事 古 田

田、字村之上、般若畑字白山、字武者穴、字野林、宮地字段原、

願成寺字西墳ノ越、字住吉下、字北山田、字大谷越、小寺字山下、

山字大畑、字東光寺及び市橋字岨の各一部

滕代字南林、字南谷、字鶴之屋敷、字上出、

字鍋沖、片

観音堂」に改め、同部第四種区域の項中「及び字午起」を「、字午起及び大字末守字上 五条野」に改め、同表輪之内町の部第三種区域の項を次のように改める。 別表神戸町の部第三種区域の項中 「、字観音堂及び大字末守字上五条野」を「及び字

第三種区域 四郷字新開、字上ノ切、

中郷字下切戸、字長池、 原、福束字上沼、字中沼、字下沼、南波字村上、字村東、字村内、 大吉新田字和ノ割、字知ノ割、下大榑新田字中沼、字中江、字柳 楡俣字松原、字一色、字村前、字梶屋及び字郷蔵下の各一部 里字中之池、字八町、福束新田字東沖、 字中ノ切、中郷新田字道上、字八反田

字道下、字東割、 別表輪之内町の部第四種区域の項中「大藪字砂山の一部」を「大薮字砂山、中郷新田 下大榑新田字中沼、字奥沼、下大榑字川原、 南波字村東、字村内、 楡

> 字北山田」を加え、同表池田町の部第二種区域の項を次のように改める。 原北」を「及び東結字芝原北」に改め、 俣字松原及び字一色の各一部」 に改め、 同部第四種区域の項中「字堅割」 同表安八町の部第三種区域の項中「、 の下に「及び 東結字芝

|種区域

舟子字萩ケ谷、字萩ヶ谷新田、字村之内、字岩井宮西、段字北山 屋敷、字柳原、字港、字山下薮及び字七曲の各全部 字樋越、字宮ノ前、字花ノ木、字惣門、字開眼坊分、 向柳原、字明渡、字境目、字照満、字修理田、字北出、字井ノ口、 社宮地、字柳町、字高畑、字柚ノ木、字一ノ井、字二ノ井、字柳 字中島、字上蛭田、字下蛭田、字東南号、字深町、字西南号、字 池野、八幡、片山字辰己、字塚田、字割前、字北松戸、字南松戸、 字四反田、字松原、字南沖、字石佛、字櫻花、字野方、字段、字 字堂向、山洞、藤代字澤、字五反田、字大道、 ケ原、田中、萩原、本郷、草深、小寺字谷北、字谷南、 字戌亥屋敷、字岩倉、字墳ノ越、字岡ノ坊、字早稲田、 字村中、字大門南、字裏ノ川南、字谷際、小牛、願成寺字大門末、 字沼、字大門北、字大門先、字北出、字宮北、字村西、字宮南; 高野、字南高野、字堀西、字京仙、市橋字廣野、字与四郎分、字 鎌ヶ谷、田畑、青柳、杉野、砂畑、上田、白鳥、下東野、六之井、 字臼竹、字村下、字村南、字堀次、字村前、字南屋敷、字北屋敷、 字大門、字村之内、般若畑字北出、字南出、字山畑、字北林、字 **丿内、字野綱、字谷田、字大門、字福田、字石渕、字六畑、字北** 舟子字中通、字村下、段字新六田、 字三田、宮地字上粕子、字中粕子、字下粕子、字五反田、 字中野、 字長田筋、 字村下、 字北畑、 字伏木、 字神田、 沓井、粕

岐阜県告示第百九十五号

医療計画(第六期)を定めたので、同条第十三項の規定により公表する。 なお、 計画書は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課及び各保健所(保健所に置かれる (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の四第一項の規定により岐阜県保健

事務所を含む。) に備え置いて一般の縦覧に供する

次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。 岐阜県告示第百九十六号 家畜保健衞生所長印に関する告示 (平成十二年岐阜県告示第二百八十二号) の一部を 平成二十五年三月二十九日

一1を次のように改める。

岐阜県知事

古

田

てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方

一中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

岐阜県告示第百九十七号

|画下水道事業 (可児市公共下水道) の変更を認可したので、同条第二項の規定により次 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、可児都市計

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道

Ξ 事業施行期間

岐阜県知事

古

田

昭和六十三年十二月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百九十八号

計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、関ケ原都市

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事

古

田

施行者の名称

関ケ原町

= 都市計画事業の種類及び名称

関ケ原都市計画下水道事業 関ケ原町公共下水道

Ξ 事業施行期間

平成四年十二月一日から

平成三十二年三月三十一日まで

四

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百九十九号

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

(229)	平成25年3月29日		岐	阜	県	県 公 報			第2432 ⁻						号
	一中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。	宇宙院 大きさ 二十三ミリメートル平方 宇宙 単一 本 てん書	1 岐阜・西濃建築事務所	一1を次のように改める。	岐阜県知事。古田・安全	平成二十五年三月二十九日	ように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。 建築事務所長印に関する告示 (平成十二年岐阜県告示第二百八十四号) の一部を次の	岐阜県告示第二百号		四事業地では、東京の一番のでは、東京の一番では、東京の一番のでは、東京の一番では、東のでは、東京の一番では、東京の一番では、東京の一番では、東京の一番では、東京の一番では、東京の一番では、東京の一番では、東京のでは、東京の一番では、東京のではでは、東京のではでは、東京のではでは、東のでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のではではでは、東京のではでは、東京のではではでは、東京のではでは、東京のではではでは、東京のではではでは、東京のではでは、東				一二の都市計画事業の重頼及び呂弥一の一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つの一つ	とう丁 施行者の名称
								ī		いて準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。	成二十五年三月二十一日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項にお	る同法第五十四条第三項の規定により、飛騨市営土地改良事業沼尻地区の換地処分を平 土地改良法(昭和二十四年法律第百力十五号)第力十六条の四第一項におして準用す	1	市営土地攻曳事業の奥地瓜分	公示

平成二十五年三月二十九日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社